

## 第19章 疑わしい取引の届出制度

### 第1節 疑わしい取引の届出制度

「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律」（組織的犯罪処罰法）の規定により、金融機関等は、顧客から收受した資金が犯罪収益である疑いがある場合又は顧客がその取引でマネー・ローンダリングを行っているのではないかと疑われる場合には、速やかに主務大臣に届出を行わなければならない義務が課されている。届け出られた疑わしい取引に関する情報は、当庁総務企画局に設置された特定金融情報室に集約され、整理・分析が行われ、犯罪捜査等に資すると判断された情報については捜査機関等に提供される（注）。

このような仕組みは「疑わしい取引の届出制度」（資料19-1-1参照）と呼ばれており、マネー・ローンダリング対策の柱として、我が国のみならず諸外国でも同種の制度が設けられている。また、特定金融情報室のような機関は、国際的にはF I U（Financial Intelligence Unit）と呼ばれており、94の国・地域が同種の機関を有している。

（注）本制度の原形は、「国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律」（麻薬特例法）により4年に創設された。同法の規定では薬物犯罪に係る疑いがある取引のみが届出の対象とされていたが、12年2月の組織的犯罪処罰法の施行により、疑わしい取引の届出の対象は薬物犯罪に係る疑いのある取引だけでなく、200を超える重大な犯罪に係る疑いのある取引に拡大されるとともに、当庁に日本版F I Uとして特定金融情報室が創設された。

### 第2節 届出と提供の状況

平成15年1月～12月の1年間に、金融機関等から43,768件の疑わしい取引の届出を受理し、そのうち30,090件の届出に含まれる情報について捜査機関等へ提供を行った。

#### 疑わしい取引の届出件数の推移（暦年ベース）

暦年（1～12月）	平成9	平成10	平成11	平成12	平成13	平成14	平成15
届出件数（件）	9	13	1,059	7,242	12,372	18,768	43,768

（注）

12年1月までは旧「麻薬特例法」に基づく届出、12年2月以降は「組織的犯罪処罰法」に基づく届出の件数である。

### 業態別疑わしい取引の届出件数（平成 15 年）

	件	%
銀行、信用金庫、信用組合	42,134	96.27
証券会社	125	0.28
保険会社	20	0.05
その他	1,489	3.40
合計	43,768	100.0

## 第3節 疑わしい取引の届出に関する施策

### I 研修会の開催

15年10月、11月に当庁及び各財務局・支局等を会場として、銀行、信用金庫及び信用組合等の疑わしい取引届出責任者及びマネー・ローンダリング対策研修責任者を対象に、それぞれ疑わしい取引の具体的な事例、届出書に添付が必要となると思われる資料の範囲等について研修を行った。

### II データファイル作成システムの改善等

疑わしい取引の届出は、書面だけでなく届出事項をフレキシブルディスク（フロッピーディスク等）にデータファイルとして記録した形式でも届出ができることとなっており、同形式による届出は増加傾向にある。こうした状況を踏まえ、15年7月に届出対象金融機関等の事務効率及び当庁の整理・分析業務の効率性の更なる向上のために、現行のデータファイル作成システムの改善を行うとともに、16年3月には、新たに電子申請・届出システムによる届出も可能とした。

### III マネー・ローンダリング対策に非協力的な国・地域に係る取引への注意喚起

FATF（Financial Action Task Force on Money Laundering：金融活動作業部会）（第5部第25章第6節参照）は、国際的なマネー・ローンダリング対策に非協力的な国・地域をリスト化して公表するとともに、随時改訂しており、16年2月の全体会合においても、同リストの改訂（エジプト・アラブ共和国及びウクライナの2国を同リストから削除）を行った。リストの公表を受け、当庁は金融機関等に対し、これら非協力国・地域の個人・法人等との取引に特別な注意を払うよう要請している（注）。

さらに、FATFは上記リストにおいて公表された国・地域のうち、マネー・ローンダリング対策に進展の見られない国・地域との取引については、FATF加盟各国に対し、対抗措置の発動を要請している。これを受け、当庁は金融機関等に対し、上記国・地域との取引について、特別な注意を払うことに加え、取引の相手方の本人確認、資金の源泉、取引目的等の審査を厳格に行い、顧客から收受した資金が犯罪収益であ

る疑いがある場合等には、組織的犯罪処罰法の規定する疑わしい取引として届け出ることを要請している。

なお、F A T Fは13年12月にナウル共和国、14年12月にウクライナ、15年11月にはミャンマーに対して対抗措置の発動を決定している（ウクライナに対しての対抗措置は、15年2月のF A T Fの決定に伴い、解除している）。

（注）非協力的な国・地域（16年2月公表）

クック諸島、グアテマラ共和国、インドネシア共和国、ミャンマー連邦、ナウル共和国、ナイジェリア連邦共和国、フィリピン共和国（7ヶ国・地域）

#### IV タリバーン関係者と関連する疑いのある取引の届出要請

13年9月11日の米国における同時多発テロの発生を受けて、当庁は、外務省、財務省、経済産業省が国連安全保障理事会決議に基づき資産凍結措置を行っているタリバーン関係者等と関連する疑いのある取引については、同決議でタリバーンが薬物犯罪で収益を得ている旨指摘されていることから、組織的犯罪処罰法の規定する疑わしい取引として届出を行うよう金融機関等に対し要請を行っている。金融機関等への要請は、13年9月から計24回行っており、416の個人及び団体（削除された13個人・団体は含まず）をタリバーン関係者等として公表している（16年3月24日現在）。

#### V 外国F I Uとの情報交換枠組みの設定

今日の金融・経済活動の国際化、グローバル化に伴い、マネー・ローンダリング対策についても国際的な協力が重要性を増している。組織的犯罪処罰法では、金融庁長官は外国F I Uに疑わしい取引に関する情報を提供できる旨規定されており、特定金融情報室では疑わしい取引に関する情報交換を円滑に行うための相互協力の枠組みについて主要国のF I Uと協議を行ってきたところ、13年6月には、英国F I U（N C I S／E C U：国家犯罪情報局経済犯罪部）、15年6月にはベルギーF I U（C T I F－C F I：ベルギー金融情報処理機関）、同年12月に韓国F I U（K o F I U：大韓民国金融情報分析院）と情報交換取極を締結した。

#### VI F I U業務に関する国際支援

マネー・ローンダリング対策等が不十分な国に対する支援は、国際協調が必要な同対策等の中でも重要な意味を有する。当庁においてもF I Uを有していない国におけるF I U設置作業支援を随時行なってきたが、16年5月には、現在、F A T FによるN C C T（第5部第25章第6節Ⅱ参照）の指定及び対抗措置を受けているミャンマーに対し、捜査共助法の策定等F A T Fが求めているマネー・ローンダリング対策を詳細に説明する等の支援を行なった。